

## 新型積立式定期預金規定

### 1. (預金の預入等)

- (1) この預金の預入は、1口1,000円以上とし当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合、必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は自動振替の方法により預入れることができます。この場合、振替月、振替日、振替金額、引落口座等は別に提出された所定の書面のとおりとします。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 3. (用語について)

#### (1) おまとめ日

個々に預入された定期預金および、まとめ継続された定期預金のまとめ継続を行う日であり、個々の定期預金の満期日となる日で、新規日と指定された「おまとめ日(月日)」および「おまとめサイクル(周期)」により算出します。

イ. 「おまとめ日(月日)」の指定がない場合は、新規日の月日がおまとめ月日となります。

#### ロ. おまとめサイクル(周期)

おまとめ継続を行うサイクルであり、1年、2年、3年の中から指定いただいたものです。ただし、「おまとめサイクル」の指定がない場合は、1年とします。

#### ハ. おまとめ日の算出

##### (イ) 新規日の月日とおまとめ月日が同一の場合

新規日から指定された「おまとめサイクル」年後の応当日を「おまとめ日」とします。

##### (ロ) 新規日の月日とおまとめ月日が同一でない場合

新規日の年と、おまとめ月日で算出された日が、新規日より過去の場合は、その1年後または2年後(新規日から初回おまとめ日までの期間が3ヵ月未満の場合)の日を、また未来の場合は新規日の3ヵ月後の応当日以降であればその日を、3ヵ月後の応当日前の日であればその日の1年後の応当日を「おまとめ日」とします。

#### ニ. 次回以降のおまとめ日

前記ハ. で算出された「おまとめ日」から指定された「おまとめサイクル」年後の各応当日を次回以降の「おまとめ日」とします。

#### (2) おまとめ定期の預入期間

おまとめ日に満期日を同一とする定期預金を合算し1口で継続する定期預金の預入期間で1年、2年、3年の中から指定していただいたもの。

(3) 年金の受取サイクル（周期）

年金を受け取るサイクルで、毎月または3ヵ月毎のいずれかを指定していただいたもの。

4.（預金の種類・継続の方法等）

この預金への預入れおよび継続はあらかじめ指定を受けた「型区分」、「おまとめサイクル」、「おまとめ定期の預入期間」により次のとおり取扱い「自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）」（以下「定期預金」という。）で受け入れます。

(1) 一般（エンドレス）型の場合

イ. 各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続の定期預金とし、次回おまとめ日を満期日とします。

なお、預入日から次回おまとめ日までの期間が1ヵ月に満たない場合は、次々回おまとめ日を満期日とします。

ロ. 前記イ. により預入された定期預金については、おまとめ日（満期日）に、満期日を同一とする定期預金を対象として、あらかじめ指定を受けた方法により個別に利息計算を行い、元金と利息または元金の合計額をもって1口の定期預金に継続（おまとめ定期）します。

この定期預金の預入期間はあらかじめ指定を受けた「おまとめ定期の預入期間」によります。

この継続された定期預金についても以後同様とします。

ハ. 前記イ. ロ. により預入された定期預金の預入期間が3年未満の場合は全て「単利型」とし、預入期間3年以上かつ「利息取扱方法」が元金成長型の場合に課税区分等から「複利型」の取扱が可能なものは「複利型」それ以外は「単利型」の定期預金とします。

(2) 満期目標型の場合

イ. 各預入またはおまとめ後の定期預金は、あらかじめ指定を受けた目標満期日（以下「目標日」という）の1ヵ月前まで預入することができます。

ロ. 目標日は指定された「おまとめ月日」と「目標日の月日」が同一、または前記3. の（1）で算出された最終のおまとめ日の1ヵ月後の応当日以後の日とします。

ハ. 各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続の定期預金とし、次回おまとめ日を満期日とします。

なお、預入日から次回おまとめ日までの期間が1ヵ月に満たない場合は、次々回おまとめ日を満期日とします。ただし、最終のおまとめ日を超える場合は、目標日を満期日とします。

ニ. 前記ハ. により預入された定期預金については、おまとめ日（満期日）に、満期日を同一とする定期預金を対象として、あらかじめ指定を受けた方法により個別

に利息計算を行い、元金と利息または元金の合計額をもって1口の定期預金に継続（おまとめ定期）します。

この定期預金の預入期間はあらかじめ指定を受けた「おまとめ定期の預入期間」によります。

この継続された定期預金についても以後同様とします。

ただし、最終のおまとめ日を超える場合は、目標日を満期日とします。

ホ. 前記ハ. 二. により預入された定期預金の預入期間が3年未満の場合は全て「単利型」とし、預入期間3年以上かつ「利息取扱方法」が元金成長型の場合に課税区分等から「複利型」の取扱が可能なものは「複利型」それ以外は「単利型」の定期預金とします。

### (3) 年金型の場合

イ. この預金の受入れできる期限を、「年金元金計算日」の1ヵ月前までとするほかは前記(2)の取扱によります。

この場合「目標日」は「年金元金計算日」と読みかえるものとします。

ロ. 「年金元金計算日」は、あらかじめ指定を受けた「受取開始日」から、同じくあらかじめ指定を受けた「受取サイクル(月)」の期間(月数)遡った日となります。

## 5. (支払時期等)

### (1) 一般(エンドレス)型の場合

個々の定期預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

この継続停止の申出は個々の定期預金の満期日までにその旨申し出てください。

### (2) 満期目標型の場合

個々の定期預金は、目標日以降に利息とともに支払います。

### (3) 年金型の場合

イ. この預金は、「年金元金計算日」に次により分割し、通帳記載の受取開始日以降あらかじめ指定を受けた「受取サイクル(月)」毎に、同じくあらかじめ指定を受けた「受取回数」の期間にわたって年金として支払います。

ロ. 年金元金計算日に元金成長型の場合はその元利合計金額を、また利息受取型の場合は元金の合計額を「年金計算基本額」とします。

ハ. 「年金計算基本額」をあらかじめ指定を受けた「受取回数」で除した金額(ただし、100円単位とします。)を元金として、「年金元金計算日」から「受取サイクル(毎月または3ヵ月)」毎の応当日を満期日(最長、預入日から3年後の応当日)とする最大36口または12口の定期預金(満期支払口)を作成します。

ただし、「あらかじめ指定を受けた受取回数」について、あらかじめ指定された「受取サイクル」が「毎月」の場合36回以下、また「3ヵ月毎」の場合12回以下の場合には、「年金元金基本額」から定期預金(満期支払口)の元金合計金額

を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

二、「年金計算基本額」から前記八.により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差し引いた後、残りの金額がある場合、その金額を元金として、1口の定期預金（期間3年）（以下「定期預金（継続口）」という。）を作成します。

ホ. 前記八. および二. で作成される定期預金については次のとおりとなります。

（イ）「お利息取扱方法」が利息受取型の場合でも、元金成長型として作成します。

（ロ）預入期間2年の場合は、預入日の1年後の応当日に中間利息定期預金を作成します。

（ハ）預入期間2年超3年未満の場合は、預入日の1年後の応当日に中間払利息で当該定期預金と同一の年金受取日を満期日とした別の定期預金を作成します。

（ニ）預入期間3年の場合は、「複利型」定期預金として作成します。

ヘ. 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に元利合計額を、あらかじめ指定された「年金受取口座」に入金します。

ト. 定期預金（継続口）は、満期日に前記八. からヘ. に準じ取扱い、以後同様とします。

この場合「年金計算基本額」は「定期預金（継続口）の元利金」と、また「あらかじめ指定を受けた受取回数」は「あらかじめ指定を受けた受取回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余の受取回数」と読みかえるものとします。

チ. 最終受取日以後、この積立式定期預金口座の残高はなくなり、この通帳は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

## 6.（利息）

### （1）「単利型」定期預金の場合

イ. この預金口座の個々の定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入期間2年以上の定期預金の利息の支払は次によります。

（イ）預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。

（ロ）中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残高（以下「満期日払利息」といいます。）は満期日に支払います。

ロ. この預金の利息の支払いはあらかじめ指定を受けた「利息取扱方法」により次のとおりとします。

(イ) 元金成長型の場合

A. 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした定期預金の利息は満期日に元金に組入れます。

B. 2年定期預金の場合は、中間払利息を2年定期預金と満期日を同一にする定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金を元金に加えます。

C. 預入期間が3年以上の定期預金の中間払利息は中間利払日にこの口座に入金し、定期預金を作成します。預金の種類・継続の方法等については前記4.の取扱によります。

また満期利息は満期日に元金に組み入れます。

D. 前記B. およびC. で中間払利息により作成する定期預金は、前記1.の(1)にかかわらず1,000円未満でも取り扱います。

(ロ) 利息受取型の場合

中間払利息および満期利息は、指定口座へ入金します。

ハ. この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日（継続をしたときはその継続日利息）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(イ) 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までを満期日とした定期預金の場合。

A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%

C. 1年以上 約定利率×70%

(ロ) 預入日の3年後の応当日以後を満期日とした定期預金の場合。

A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%

C. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×50%

D. 1年6月以上2年未満 約定利率×60%

E. 2年以上2年6月未満 約定利率×70%

F. 2年6月以上 約定利率×90%

(2) 「複利型」定期預金の場合

イ. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利息（以下これを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方式で計算し、満期日の元金に組入れます。

ロ. この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(イ) 預入日の3年後の応当日以後を満期日とした定期預金の場合。

A. 6ヵ月末満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年末満 約定利率×40%

C. 1年以上1年6ヵ月末満 約定利率×50%

D. 1年6ヵ月以上2年末満 約定利率×60%

E. 2年以上2年6ヵ月末満 約定利率×70%

F. 2年6ヵ月以上 約定利率×90%

(3) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの期間について、解約日又は書替継続日現在の普通預金利率によって計算します。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第8条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。

8. (預金の解約・書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の預金を解約するときの手續きに加え、当該預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合

には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が、本口座開設も含む当行との一切の取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

#### 9. （非課税貯蓄限度超過時の取扱い）

この口座が障がい者等の非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入等により、その非課税限度額を超過する場合には、預入等はいりません。

#### 10. （通帳の記帳方法）

- (1) 前記4. により複数の定期預金を1口に継続した場合、お支払いには、これらの複数の定期預金を合計して記帳させていただきます。
- (2) 複数の定期預金を同時に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただく場合があります。
- (3) 「お預り金残高」欄には、記帳日現在でのこの口座にお預かりしている定期預金

の口数と総額をご記帳いたします。

- (4) 年金型の場合、年金元金計算日以後に分割又は継続された各々の定期預金および受取開始日以後に年金支払した定期預金をご記帳いたします。この場合、お受取予定の金額、お受取日などについては、当行所定の方法によりご通知します。

#### 11. (預入れ型区分の変更)

- (1) 一般型は、型区分を満期目標型および年金型に変更することができます。この場合、あらかじめ所定の書面によって当店に届出てください。
- (2) 満期目標型を年金型に変更する場合は、目標日の1ヵ月前までに当店に申出てください。この場合もあらかじめ所定の書面によって届出てください。

#### 12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面その他の当行所定の方法によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。その場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 13. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 15. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 本条は個人のお客さまの預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前2項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還

- を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (7) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
  - (8) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとして扱います。

#### 16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用します。ただし、利率の変更の際に店頭で利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによりま

す。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによります。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用します。

(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによります。ただし、借入金の期限前弁済等について、当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 18. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 19. (通帳不発行の取扱)

お客さまが通帳の発行を希望されない場合、本規定に加え「WEB口座利用特約」に基づき、お取り扱い致します。

《総合口座と組合わせてご利用されるお客さまへ》

- ちば興銀積立式定期預金は、お客様の申出により総合口座と組み合わせてご利用することができます。急なご入用事には定期預金を担保にお預入れ金額の90%以内、最高200万円(他に、総合口座機能を付加した定期預金がある場合には合算します。)まで自動的にお借入れできます。
- 総合口座と組み合わせてご利用される場合、この積立式定期預金通帳は「総合口座取引規定」につぎの規定が追加されます。なお、普通預金および「明細帳」記載の定期預金を担保とする当座貸越の取引は、別にお渡しした「総合口座(普通預金)通帳」に記載します。

〔総合口座取引追加規定〕

1. 総合口座定期預金(積立式定期預金)・担保明細帳(以下「明細帳」という。)には、ちば興銀総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
2. 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳、各種カードローン通帳(兼総合口座通帳)のほか、明細帳を含むものとします。
3. 総合口座取引の定期預金を解約・書替継続するときは、明細帳を提出してください。また、同取引の普通預金口座を解約する場合には総合口座通帳、または各種カードローン通帳(兼総合口座通帳)のほか、明細帳も持参してください。
4. ちば興銀積立式定期預金を総合口座の担保とする場合は、総合口座取引規定第2条

(2)の規定にかかわらず1口当たりの預入金額は1,000円以上で取扱います。ただし、当該のお預り残高が10,000円以上でなければ当座貸越の限度額算定の為の定期預金とはなりません。

《オリジナル通帳をご利用されるお客様へ》

(1) この通帳の表紙に転写する写真は、ご本人・ご本人のご家族の写真および本人が撮影された写真とします。

ただし、当行が不相当と認めたものについては、転写をお断りさせていただく場合があります。

(2) この通帳の表紙に使用された写真について、著作権・肖像権その他の事項に関して紛議が生じましても、当行は一切その責任を負いません。

(3) この通帳の表紙に使用された写真を使用してのご本人確認は行いません。

以上

(2020年4月1日現在)